

# 雲出川河川整備計画(原案)に 頂いた意見について

## 雲出川ふれあい懇談会（平成26年3月1日～2日）

○雲出川水系河川整備計画策定に係る「関係住民の意見を反映させるための必要な措置」の一環として、「雲出川ふれあい懇談会」を関係市にあたる津市、松阪市の4会場において開催しました。

○4会場（三雲、嬉野、久居、香良洲）で延べ102名と多数の関係住民の方にご参加いただき、雲出川河川整備計画の策定に向けたスケジュールや事業メニュー(案)の概要の説明・意見交換を行いました。



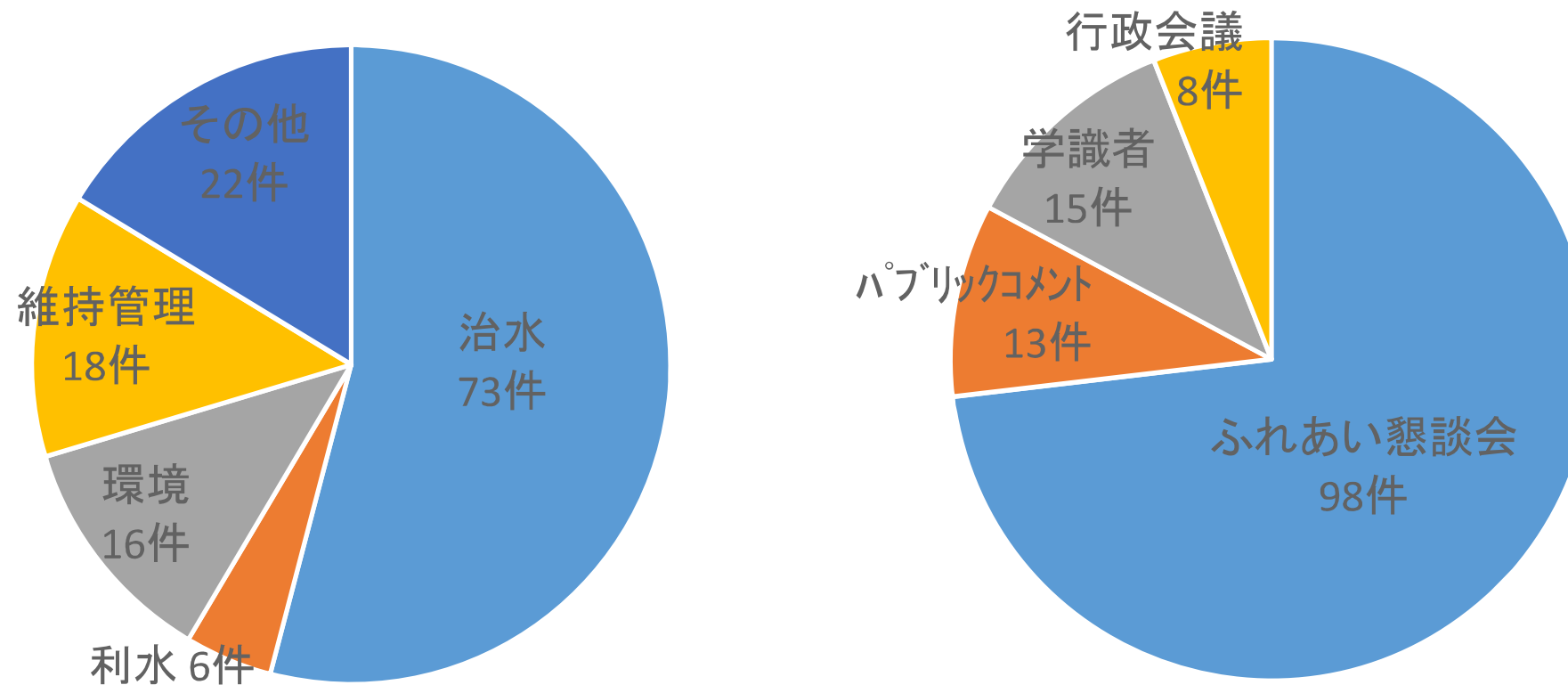
## 雲出川行政会議（平成26年5月22日）

○雲出川水系河川整備計画（案）の作成にあたり、雲出川と関係する三重県、津市、松阪市と情報共有を図ることを目的として、雲出川行政会議を開催しました。



# • 河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

雲出川整備計画に対する意見としては、全体で134件であり、ふれあい懇談会98件、パブリックコメント13件、学識者15件、行政会議8件頂きました。  
全体の意見に対する割合は、治水54%、環境12%、利水5%、維持管理13%でした。



# ふれあい懇談会で 頂いた意見に対する回答

意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項		
				目次	頁	
1	ふれあい懇談会	治水	川の中に堆積している土砂や草は洪水時に危ないので除去してほしいし、除去する予定はあるのか。	・目標洪水発生時に家屋浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていない箇所には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施します。	第3章 第1節 第1項	3-3
2	ふれあい懇談会	治水	治水と環境のバランスを考えた計画策定をお願いしたい。	・河川整備計画は、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう計画しています。	第3章	3-1
3	ふれあい懇談会	治水	工事期間や改修計画等の情報を説明してほしい。	・整備計画の対象期間は、概ね30年を予定しています。また、具体的な整備箇所につきましては、本文及び附図に記載しています。	第2章 第2節	2-2
4	ふれあい懇談会	治水	洪水時に逆流する赤川や農地が浸水するなどについて、対策を考えていただき、早期解決してほしい。	・右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないよう段階的に整備します。	第3章 第1節 第1項	3-2
5	ふれあい懇談会	治水	海岸堤防の整備が進み、安心できますが、河川との連続する堤防整備を進めてほしい。	・伊勢湾台風と同規模の台風が満潮時に再来しても被害が生じないように、高潮区間において堤防高が不足する区間の高潮堤防を整備するとともに、必要断面を確保します。なお、高潮堤防の整備については、海岸堤防との連続性を考慮し、関係機関と連携・調整しながら、実施します。	第3章 第1節 第1項	3-5
6	ふれあい懇談会	治水	治水上の障害や流木等がひっかかる樹林や竹林は伐採が必要。	・家屋浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていない箇所には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施します。	第3章 第1節 第1項	3-3
7	ふれあい懇談会	治水	地震や高潮時の満潮の影響範囲等の防災情報を教えてほしい。	・三重県、津市、松阪市のホームページにおいて津波、河川浸水のハザードマップを公表しています。		-
8	ふれあい懇談会	治水	台風等の君ヶ野ダムの運用や管理を考えてほしい。	・君ヶ野ダムは、三重県の管理ダムであり、運用・管理につきましては、三重県にお伺い下さい。 URL: <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/TKENSET/HP/dam/">http://www.pref.mie.lg.jp/TKENSET/HP/dam/</a>		-
9	ふれあい懇談会	治水	昔から水害の被害を受けており、治水対策を進めてほしい。	・雲出川水系河川整備計画では、過去に大きな被害をもたらした戦後最大である昭和57年(1982)8月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、家屋浸水被害を防止することを目標として必要な対策を実施します。	第2章 第3節 第1項	2-2
10	ふれあい懇談会	治水	高さが不足している堤防や老朽化している堤防では不安。	・整備計画では、河道整備流量を安全に流下させるため、断面が不足する堤防の整備を実施します。整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度の低下する区間が生じないよう留意します。 ・平常時や出水時の河川巡視や定期的な点検及び縦横断面測量調査の実施により、堤防や護岸の沈下、損傷状況や構造物周辺の空洞化等堤防の変状を適切に把握し、必要に応じて所要の対策を講じます。	第3章 第1節 第1項  第3章 第2節 第1項	3-5  3-11
11	ふれあい懇談会	治水	排水ポンプ設置し、住宅地に溜まる水の排水が必要。	・今回の整備計画で排水ポンプ設置を行う予定はありません。ただ、内水対策として、無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じて対応します。	第3章 第1節 第1項	3-2
12	ふれあい懇談会	治水	避難所の設置や掲示板等の防災関係を国と市でしっかりしてほしい。	・住民の防災意識の向上のため、過去の災害の経験、知識を生かした啓発活動を推進するとともに、地域住民、学校、企業等が災害に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるよう、市町村の洪水ハザードマップを活用した避難訓練等の取り組みに対して必要な支援・協力を行います。	第3章 第2節 第1項	3-15
13	ふれあい懇談会	治水	台風時に水位等の情報へのアクセスがしにくくなるので解消してほしい。	・水位等の情報は、HPだけでなく、TV(NHKのデータ放送)においても、公表していますので、ご活用ください。		-

意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項		
				目次	頁	
14	ふれあい懇談会	治水	霞堤部分を残してほしい。	・左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備にあたっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。	第3章 第1節 第1項	3-2
15	ふれあい懇談会	治水	遊水地整備の計画などの情報を教えてほしい。	・左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備にあたっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。	第3章 第1節 第1項	3-2
16	ふれあい懇談会	治水	畑や家屋が浸水するので、堤防を閉めきってほしい。	・左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備にあたっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。	第3章 第1節 第1項	3-2
17	ふれあい懇談会	治水	堤防整備については早期着工をお願いしたい。また工事の際には地元との懇談会等を実施し、意見を取り入れていただきたい。	・河川の整備にあたっては、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ実施します。	第3章	3-1
18	ふれあい懇談会	治水	伊勢湾台風以降、幾度と無く地域は浸水被害を受けてきた、今まで待たされたあげく、整備計画の完成が30年先では長すぎるため早く整備を進めてもらいたい。地元は過去にも色んな事業に協力してきた、一刻も早く計画を進めてほしい。	・河川の整備にあたっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備を行うものとしています。	第3章 第1節 第1項	3-2
19	ふれあい懇談会	治水	洪水の際の浸水状況や地域の避難の実態を現地で確認してもらいたい。県道久居松阪線は年に1、2回通行止め、農作物も被害を受け、流入してきた流木、稲わらによる被害が大きく、行政でも対応しているが自治会を中心に処理を行っており、負担は大きい。	・右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備にあたっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。河川整備基本方針で定めた最終目標との整合に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとしています。	第3章 第1節 第1項	3-2
20	ふれあい懇談会	治水	雲出川の堤防整備を行い、支川(赤川)への逆流を防止しても、支川の洪水(内水)による被害を非常に恐れており、支川の内水処理(ポンプアップ)も具体的に考えてもらいたい。	・無堤部対策については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。	第3章 第1節 第1項	3-2
21	ふれあい懇談会	治水	中村川(近鉄橋梁付近)の河床が高いため、洪水時に中村川の水の流れが悪く内水も捌けにくいので、早く河床を掘り下げて欲しい。	・目標洪水発生時に家屋浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていない箇所には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施します。	第3章 第1節 第1項	3-3
22	ふれあい懇談会	治水	中村川の洪水も地域への影響は大きいので、河道にたまった土砂や樹木や竹の伐採についても計画に入れていただきたい。	・目標洪水発生時に家屋浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていない箇所には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施します。	第3章 第1節 第1項	3-3
23	ふれあい懇談会	治水	堤防が無い区間の堤防整備は、早く整備を進めて欲しい。また具体的な工程を示してほしい。	・左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備にあたっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。	第3章 第1節 第1項	3-2

意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項		
				目次	頁	
24	ふれあい懇談会	治水	雲出川の河道掘削が途中で終わっているように見える、水位を下げるためにも早急に対応してもらいたい。	・目標洪水発生時に家屋浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていない箇所には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施します。	第3章第1節第1項	3-3
25	ふれあい懇談会	治水	雲出川にかかる小戸木橋上流に旧堤防が残っているが、洪水時に堤防に水の流れが偏っているため早く撤去してもらいたい。	・中村川合流点から長野川合流点にかけては河道掘削および樹木伐開・小堤撤去を行います。	第3章第1節第1項	3-3
26	ふれあい懇談会	治水	遊水地となる地域は将来的に解除される見通しは無いのか、30年の整備の中で発想を変えて遊水地が無くなるということも考えてもらいたい。	整備計画では、戦後最大規模の洪水(昭和57年(1982)8月洪水)を安全に流下させるため、左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備することとしています。	第2章第3節第1項	2-2
27	ふれあい懇談会	治水	遊水地は洪水だけでなくゴミや泥ももたらす、農地に対しても相当の被害が発生するため、これに対する救済措置は考えるべきである。また、遊水地計画を受けるのなら、地域に対する損害という観点を含めた地域振興対策についても、計画で考えてもらいたい。	・無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとしています。	第3章第1節第1項	3-2
28	ふれあい懇談会	治水	過去に聞いた計画では堤防整備が終わると聞いているが、今だに整備が終わっていない。今回できる30年の整備計画で本当に整備してくれるのか。過去の計画積み残したものは優先的に整備を考えて欲しい。	・雲出川の整備計画については、過去に大きな被害をもたらした戦後最大である昭和57年(1982)8月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、家屋浸水被害を防止することを目標としています。整備目標に対し河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね30年としています。	第2章第3節第1項	2-2
29	ふれあい懇談会	治水	いままで多くの水害に見舞われてきた雲出川流域の住民の生命、財産を守るのを最優先に考えた整備をしていただきたい。	・雲出川の整備計画については、過去に大きな被害をもたらした戦後最大である昭和57年(1982)8月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、家屋浸水被害を防止することを目標としています。整備目標に対し河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね30年としています。	第2章第3節第1項	2-2
30	ふれあい懇談会	治水	遊水地ができるのと具体的に今と比べて、浸水の頻度がどうなるか示してもらいたい。	・左岸無堤部の牧、小戸木では遊水地整備を行い、概ね3年に1回程度の頻度で浸水する状況を、概ね10年に1回程度の頻度まで改善します。 ・右岸無堤部の赤川、其村では堤防整備を行い、概ね3年に1回程度の頻度で浸水する状況を、概ね20年～30年に1回程度の頻度まで改善します。		—
31	ふれあい懇談会	治水	河川改修が右岸に集中しているが、両岸の高さを合わせるべきではないか。	・雲出川において、戦後最大規模の洪水(昭和57年(1982)8月洪水)を安全に流下させるため、左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとします。	第3章第1節第1項	3-2
32	ふれあい懇談会	治水	堤防を嵩上げすると、蛇川、雲出井の排水が吐けないのではないか。	・無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行う計画としています。 ・今後、事業実施に向けて、具体的な検討を行う予定です。	第3章第1節第1項	3-2
33	ふれあい懇談会	治水	霞堤は締切とあるが、農地への湛水時間が長くなるのではないか。	・無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行う計画としています。 ・今後、事業実施に向けて、具体的な検討を行う予定です。	第3章第1節第1項	3-2
34	ふれあい懇談会	治水	左岸上流部の蛇川の支川合流があるが、堤防整備をどうするか教えてほしい。	・無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行う計画としています。 ・今後、事業実施に向けて、具体的な検討を行う予定です。	第3章第1節第1項	3-2

意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項		
				目次	頁	
35	ふれあい懇談会	治水	蛇川の箇所は締め切られないと思う。雲出川の方が早く水位が上がってしまうので、逆流する。	・無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行う計画としています。 ・今後、事業実施に向けて、具体的な検討を行う予定です。	第3章 第1節 第1項	3-2
36	ふれあい懇談会	治水	遊水地整備については、なるべく早く行って欲しい。具体的な話してほしい。	・無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行う計画としています。 ・今後、事業実施に向けて、具体的な検討を行う予定です。	第3章 第1節 第1項	3-2
37	ふれあい懇談会	治水	其村の無堤部を始めてほしい。段階的な嵩上げはいつごろになるのか。	・右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。	第3章 第1節 第1項	3-2
38	ふれあい懇談会	治水	最近の気候変動等により、実際に洪水で浸水状況が変りニコ土を置いていくため、ここ数年は農業被害となる。ゴミもあるので、これまで浸水していたからいいという発想は変えてほしい。昔から家が浸水するので石垣を作ったのは自助努力してきた結果であり、早く整備をやって欲しい。	・無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行う計画としています。 ・今後、事業実施に向けて、具体的な検討を行う予定です。	第3章 第1節 第1項	3-2
39	ふれあい懇談会	治水	今まで締め切らなかった理由は何故か。	・河川の整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備していきます。	第3章 第1節 第1項	3-2
40	ふれあい懇談会	治水	昭和57年出水は良いが、伊勢湾台風では浸水すると考えているため、第1・2段階での嵩上げは、暫定的な遊水地と考える。シェン台風以降で浸水を経験しているが、昭和57年出水が一番最大なのは何故か。	・洪水による災害の発生防止及び軽減に関する目標は、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況など、雲出川水系の治水対策として計画対象期間内に達成すべき整備水準、河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的な整備などを含めて総合的に勘案し、以下のとおりとします。 雲出川においては、過去に大きな被害をもたらした戦後最大である昭和57年(1982)8月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、家屋浸水被害を防止することを目標とします。	第2章 第3節 第1項	2-2
41	ふれあい懇談会	治水	其村の浸水は、雲出川だけでなく、波瀬川や、八手又川の君ヶ野ダムの放流が影響すると思っている。振興住宅地を守るのと、昔から災害を受けて石垣を積んだ其村地区は、他の地域と違うという気持ちがある。農業も水がついているので、整備してほしい。	・右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。	第3章 第1節 第1項	3-2
42	ふれあい懇談会	治水	今年の2月に其村自治会から要望を出し、民家だけでなく水田も水がつかないよう要望したい。其村では、補助整備の舗装が壊れ、泥がはいるので、ポンプ場をつけて欲しい。	・無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。	第3章 第1節 第1項	3-2
43	ふれあい懇談会	治水	波瀬川の影響で新由用水から其村に逆流し、道路が早く浸水する。庄村・日置地区の雨水が新井用水にはいって、其村に浸水するのを解消してほしい。	・右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。	第3章 第1節 第1項	3-2
44	ふれあい懇談会	治水	状況は同じで赤川が、H10年から要望を出している。古文書では洪水で1000名ぐらいなくなると書かれている。赤川が原因と思っているので、30年整備計画で外水が入らないかという無理なため、ポンプ場の設置が必要である。	・無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。	第3章 第1節 第1項	3-2
45	ふれあい懇談会	治水	樹木の伐採と河道掘削をしてほしい。	・目標洪水発生時に家屋浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていない箇所には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施します。	第3章 第1節 第1項	3-3
46	ふれあい懇談会	治水	8k付近の高水敷を水面まで掘削して、水位が上がらなくて欲しい。	・目標洪水発生時に家屋浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていない箇所には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施します。ただし、水位低下対策の実施にあたっては、動植物の生息・生育環境等に配慮するものとしています。	第3章 第1節 第1項	3-3
47	ふれあい懇談会	治水	整備には、何年ぐらいかかるか。出水で小戸木の右岸堤防に水がたまるので、旧堤防を撤去してほしい。	・整備計画の対象期間は、概ね30年を予定しています。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度の低下する区間が生じないように留意します。 ・中村川合流点から長野川合流点にかけては河道掘削および樹木伐開・小堤撤去、長野川合流点上流は樹木伐開を行います。	第2章 第2節 第3章 第1節 第1項	2-2 3-3



意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項		
				目次	頁	
48	ふれあい懇談会	治水	赤川の今後の改修計画はどうか。	・赤川は、三重県が管理する河川となっています。	第3章 第1節 第1項	3-2
49	ふれあい懇談会	治水	農地野菜を作っているが、毎年田畑に水が入るので、入らないようにお願いします。	・無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。	第3章 第1節 第1項	3-2
50	ふれあい懇談会	治水	波瀬川堤防上げてもらい、須賀瀬小橋までは土砂をとってもらったが、雲出川合流付近の波瀬川左岸の土砂は撤去しないのか。	・目標洪水発生時に家屋浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていない箇所には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施する予定としております。	第3章 第1節 第1項	3-3
51	ふれあい懇談会	治水 水利	頭首工の改修や統合してほしい。	・現在、中村川の黒田頭首工については取水口を笠松頭首工へ合口する計画として土地改良区と整備内容について調整を図っています。 ・目標洪水発生時に家屋への浸水被害を解消するため、著しく治水上の支障となる橋梁や堰については、治水効果や上下流のバランス、水利用の合理化を総合的に勘案しつつ、縦断的連続性の確保を図るため、施設管理者と連携・調整し必要に応じて改築・補強等の対策を行います。 ・河川環境の保全、改善に資するため、河川流量の監視を行うとともに、水利権の更新時における適正な見直し等、水利秩序に配慮しつつ、関係機関と調整・協議し、取水施設の統合を含めた水利用の合理化を推進します。	第3章 第1節 第1項  第3章 第2節 第2項	3-4  3-8
52	ふれあい懇談会	利水	香良洲頭首工で塩水被害が生じ、今後も危惧されるので、上流から水を引いてほしい。	・香良洲頭首工につきましては、農業用水の施設として、津市が管理しています。ご意見は、津市にお伝えさせて頂きました。		—
53	ふれあい懇談会	利水	冬場は水が流れないため、生活排水による臭いがひどいので、冬場も水を流してほしい。	・河川環境の保全、改善に資するため、河川流量の監視を行うとともに、水利権の更新時における適正な見直し等、水利秩序に配慮しつつ、関係機関と調整・連携して、既存施設の有効活用の検討を行うことにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の一部を回復するように努めます。	第3章 第2節 第2項	3-8
54	ふれあい懇談会	利水	三郷井堰で取水開始終了によって井戸水が枯れます。	・三郷井頭首工につきましては、農業用水の施設として、松阪市が管理しています。ご意見は、松阪市にお伝えさせて頂きました。		—
55	ふれあい懇談会	利水	農水省との連携による計画はあるのか。	・目標洪水発生時に家屋への浸水被害を解消するため、著しく治水上の支障となる橋梁や堰については、治水効果や上下流のバランス、水利用の合理化を総合的に勘案しつつ、縦断的連続性の確保を図るため、施設管理者と連携・調整し必要に応じて改築・補強等の対策を行います。	第3章 第1節 第1項	3-4
56	ふれあい懇談会	環境	河口干潟を残してほしい。	・河口部特有の生物の生息・生育・繁殖環境である干潟及び塩性湿地について、現状と同程度の規模での保全に努めます。	第3章 第1節 第3項	3-9
57	ふれあい懇談会	環境	魚の住みやすい川にしてほしい。	・動植物の生息・生育地の保全・再生については、河口部特有の生物の生息・生育・繁殖環境である干潟及び塩性湿地、下流部及び支川において、アユ等の産卵場となる瀬、河川に特徴的な砂礫河原及び魚付林として機能する水際の樹林を、現状と同程度の規模での保全に努めます。 ・本川・支川の取水堰などに既に設置されている魚道についてはその機能を確認するとともに、支川の魚道が設置されていない取水堰等については、必要に応じて関係機関と協議の上、魚道整備により縦断的連続性の回復、維持に努めます。	第3章 第1節 第3項	3-9
58	ふれあい懇談会	環境	魚が産卵する場所が無くなった。	・動植物の生息・生育地の保全・再生については、河口部特有の生物の生息・生育・繁殖環境である干潟及び塩性湿地、さらにサギ類の繁殖地として機能する河畔林、下流部及び支川において、アユ等の産卵場となる瀬、ギンイチモンジセセリが生息する高茎草本地、河川に特徴的な砂礫河原及び魚付林として機能する水際の樹林を、現状と同程度の規模での保全に努めます。 ・また、水位低下対策の実施にあたっては、動植物の生息・生育環境等に配慮するものとし、必要に応じて代替措置などにより環境への影響の低減に努めます。また、実施後には洪水時の河床や高水敷の状況、洪水前後での植生の繁茂状況や動植物の生息状況等をモニタリングし、必要な措置を講じます。	第3章 第1節 第3項  第3章 第1節 第1項	3-9  3-3

意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項		
				目次	頁	
59	ふれあい懇談会	環境	堰に魚道等の設置をしてほしいが、そのような計画は考えているか。	・本川・支川の取水堰などに既に設置されている魚道についてはその機能を確認するとともに、支川の魚道が設置されていない取水堰等については、必要に応じて関係機関と協議の上、魚道整備により縦断的な連続性の回復、維持に努めます。	第3章 第1節 第3項	3-9
60	ふれあい懇談会	環境	下水道整備を進め、水質をよくしていきたい。	・良好な河川水質の維持のために、関係機関や地域住民との連携に努めます。	第3章 第1節 第3項	3-9
61	ふれあい懇談会	環境	堤防や河川敷公園にゴミが多く、川と海のクリーン大作戦等の対策や定期的な清掃活動を行ってほしい。	・河川愛護団体や地域住民等との協働による「川と海のクリーン大作戦」などの河川清掃活動や、河川利用者に対する河川愛護啓発活動など地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となった河川管理を推進します。	第3章 第2節 第3項	3-18
62	ふれあい懇談会	環境	水質などの環境に関する情報を広報していただき、環境理解への促進に努めてほしい。	・水質の保全については、日々の河川巡視、定期的な水質調査により河川の水質を継続して監視します。また、インターネット等を活用し広く情報提供を行ない、水質改善を啓発するとともに、関係機関や地域住民との調整・連携のもと、流域一体となった汚濁負荷量の低減に努めます。	第3章 第2節 第3項	3-17
63	ふれあい懇談会	環境	子供が水辺や魚釣りなどができるような場所がほしい。	・レクリエーション、身近な自然との触れ合い、憩いの場として活用される現状の河川空間を維持し、地域住民の利活用の促進を図るため、カヌー公園を含む雲出川河川敷公園や中村川桜づつみを保全するとともに、掘削が予定されている雲出川緑地では、高水敷の掘削を極力抑え、さらに掘削後も利用可能なように基盤を整地します。	第3章 第1節 第3項	3-9
64	ふれあい懇談会	環境	水質が悪くなっているのを、改善してほしい。	・雲出川の河川水質は、BOD75%値が中流域の両国橋、中村川の小川橋で環境基準を上回る年が過去に見られましたが、現状では、下流域の雲出橋、両国橋、小川橋のいずれにおいても環境基準を満足しています。このような現状の良好な水質を維持するために、関係機関や地域住民との連携に努めます。	第3章 第1節 第3項	3-9
65	ふれあい懇談会	環境	ヨシ焼き等を行い、ヨシの管理をしてほしい。	・ヨシの管理について具体的な管理は計画しておりませんが、雲出川及び雲出古川の河口部において、シギ・チドリ類の渡りの中継地、潮干狩りの場として活用されている干潟、オオヨシキリ等の繁殖地となるヨシ原を含む塩性湿地、サギ類の繁殖地となる河道内の樹木の保全に努めます。	第2章 第1節 第3項	2-5
66	ふれあい懇談会	維持管理	パトロールの方法を改善してほしい。	・河川巡視(パトロール)は、堤防の維持管理や不法投棄、水質の監視等を目的に実施しており、その方法については、必要に応じ改善してまいります。	第3章 第2節 第1項	3-11
67	ふれあい懇談会	維持管理	堤防に桜の木などの樹木を植えてほしい。	・堤防管理上支障がないことを踏まえた上で、地域の要望があれば、検討していきます。		—
68	ふれあい懇談会	維持管理	雑木林となっている樹林や竹林を管理し、伐採してほしい。	・河道内の樹木の繁茂による河積阻害や洪水時の河川管理施設への影響等を防止するため、河川巡視等により樹木の繁茂の状況を監視し必要に応じ伐開等を行います。	第3章 第2節 第1項	3-14
69	ふれあい懇談会	維持管理	管理について国と県は相互で話をしているのか。	・県などの関係機関等と連携を図りながら、適切な維持管理を実施しています。	第3章 第2節	3-11
70	ふれあい懇談会	維持管理	老朽化した橋梁や幅の狭い橋梁の改築や改修してほしい。	・著しく治水上の支障となる橋梁や堰について、治水効果や上下流のバランス、水利用の合理化を総合的に勘案しつつ、縦断的な連続性の確保を図るため、施設管理者と連携・調整し必要に応じて改築・補強等の対策を行います。	第3章 第1節 第1項	3-4

意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項		
				目次	頁	
71	ふれあい懇談会	維持管理	地域住民が楽しめるように高水敷(テニスコートや散策路等)を整備してほしい。	・公園などの河川敷利用につきましては、河川の適正な利用のため、関係機関と連携して土地利用等の調整を行います。	第3章 第2節	3-11
72	ふれあい懇談会	維持管理	河川敷を不法占拠していることの把握や対策をしているのか。	・不法耕作、不法占用等については、違反行為の是正を行うよう関係機関と調整・連携して取り組みます。	第3章 第2節 第3項	3-18
73	ふれあい懇談会	維持管理	堤防除草をしてほしい。	・堤防除草を、堤防点検、或いは河川の状態把握をするために実施しています。	第3章 第2節 第1項	3-12
74	ふれあい懇談会	維持管理	洪水によって河岸が洗掘され危険と思われる箇所があるため、対策を講じてもらいたい。	・出水等により漏水や河岸の侵食、堤体の亀裂等により、堤防の安全性が損なわれるなど、河川管理施設が損傷した場合には、速やかに必要な対策を実施します。	第3章 第2節 第1項	3-11
75	ふれあい懇談会	維持管理	上流で河川改修を行えば下流に流れてくる洪水や土砂が増えるため、河川の状況を監視して堆積した土砂撤去を考えていただきたい。	・河道の機能を適切に維持していくため、適切に点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努め、洪水等により河道内に堆積した土砂については、洪水の流下等に支障となる場合には、瀬・淵等や動植物の生息・生育・繁殖環境等、水際部の多様性などの河川環境に及ぼす影響に配慮し、堆積土砂撤去等の適切な措置を講じます。	第3章 第1節 第1項	3-13
76	ふれあい懇談会	維持管理	雲出川河口部には土砂の堆積が著しく、洪水に対する地域の安全を確保するために撤去して欲しい。環境保全との関係もあるが、危険になったからの対応では遅い。	・河道の機能を適切に維持していくため、適切に点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努め、洪水等により河道内に堆積した土砂については、洪水の流下等に支障となる場合には、瀬・淵等や動植物の生息・生育・繁殖環境等、水際部の多様性などの河川環境に及ぼす影響に配慮し、堆積土砂撤去等の適切な措置を講じます。	第3章 第1節 第1項	3-13
77	ふれあい懇談会	維持管理	毎年のように洪水の度にゴミの処理をしている地域の実情をよく理解いただき、遊水地計画は住民の立場に立った話し合いの機会を作って、問題を解決しながら進めてもらいたい。	・無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとしています。	第3章 第1節 第1項	3-2
78	ふれあい懇談会	維持管理	河川管理用に付けたカメラを洪水時にインターネットなどで自宅で見られるようにしてもらいたい。雨が降ったりするとカメラは見にくいので、水位の目安になるよう表示をもらうと、水位がよく分かり避難する判断の目安になる。	・雨量観測所、レーダー雨量観測所、水位観測所、水質観測所、CCTVカメラ、光ファイバー等の維持管理機器は、常に最適な状態で監視できるよう保守点検・整備を行うとともに、情報一元化による河川管理の効率化の実施に努めます。 ・なお、CCTVカメラ画像は、三重河川国道事務所のHPで見ることができます。	第3章 第2節 第1項	3-14
79	ふれあい懇談会	維持管理	堤防除草は毎年相当の費用が掛かっていると思う、あらかじめ堤防をコンクリート固めたほうが費用がかからないのではないか。高水敷は伐採後に直ぐに生えてくるので公園にするなど維持管理を考えて欲しい。	・護岸は、水制等の構造物や高水敷と一体となって、計画高水位以下の水位の流水の通常作用に対して堤防を保護するものです。また、水際に設置する護岸は、水際に生物の多様な生息環境であることから、十分に自然環境を考慮した構造とすることを基本として、施工性、経済性を考慮して設計しております。 ・公園などの河川敷利用につきましては、河川の適正な利用のため、関係機関と連携して土地利用等の調整を行います。		—
80	ふれあい懇談会	維持管理	河道の樹林が広がると動物の生息環境となり、農作物への被害も危惧されますので、樹林伐採についても計画に入れてもらいたい。	・河道内の樹木の繁茂による河積阻害や洪水時の河川管理施設への影響等を防止するため、河川巡視等により樹木の繁茂の状況を監視し必要に応じ伐開等を行います。	第3章 第2節 第1項	3-14
81	ふれあい懇談会	維持管理	遊水地の堤防や市道に堆積したものは、国、市が撤去するとあるが、農地に堆積したものの撤去はどうするのか。	・無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行う計画としています。 ・今後、事業実施に向けて、具体的な検討を行う予定です。	第3章 第1節 第1項	3-2
82	ふれあい懇談会	維持管理	遊水地計画を国から説明があったのが、平成7年で、それから20年以上も経過している。実際遊水地としての機能をはたしているのに、何の計画もないまま現在の状態が続いており、毎年浸水しており、ゴミ等の片付けをして、農作物の被害があり困っている。遊水地として機能しているなら遊水地をはっきりしてほしい。	・無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行う計画としています。 ・今後、事業実施に向けて、具体的な検討を行う予定です。	第3章 第1節 第1項	3-2

意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項		
				目次	頁	
83	ふれあい懇談会	維持管理	遊水地部の田んぼに入ったゴミ・泥はどこが撤去するか明示して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行う計画としています。</li> <li>今後、事業実施に向けて、具体的な検討を行う予定です。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2
84	ふれあい懇談会	その他	地元住民の生の声を聞いて、その意見を取り入れてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでにふれあい懇談会を開催し、整備計画(原案)に対し、地域住民の皆様にご意見を伺いました。なお、河川の整備にあたっては、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ実施します。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-1
85	ふれあい懇談会	その他	遊水地計画を受けるなら、地域に対する損害という観点を含めた地域振興対策について十分に検討していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとしています。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2
86	ふれあい懇談会	その他	遊水地計画地内のビニールハウス等の施設農業ができなくなることにしても十分な配慮をいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとしています。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2
87	ふれあい懇談会	その他	県道松坂久居線が大雨時において冠水することについては、重要な生活道路であるため、十分な対策を考えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとしています。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2
88	ふれあい懇談会	その他	説明内容が分かるように、整備計画原案のダイジェスト版等、誰が見ても分かりやすい資料も添付してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>雲出川河川整備計画(原案)の概要版を作成しており、三重河川国道事務所ホームページからご覧頂けます。</li> </ul>		—
89	ふれあい懇談会	その他	其村地区は昔からあたりまえのように、遊水地のような状況にある。整備計画案である遊水地ですが、現河川敷内において川幅を広げられそうな所を見受けるが、そのような計画はたてられないのか？(雲出川・波瀬川の合流付近及び旧堤の撤去により川幅確保。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生の防止又は軽減のための河川整備については、流域の土地利用状況の変化の把握や河道のモニタリングを実施しつつ、河川整備計画の目標流量を安全に流下させ家屋浸水被害を防止するため、無堤部(霞堤)対策や遊水地整備、水位低下対策、堤防強化対策を実施します。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-1
90	ふれあい懇談会	その他	地役権については、もっと時間をとってほしい(どういった補償があるか等の説明が欲しい)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>無堤部対策にあたっては、河川整備基本方針で定めた最終目標との整合性に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行う計画としています。</li> <li>今後、事業実施に向けて、具体的な検討を行う予定です。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2
91	ふれあい懇談会	その他	赤川だけでなく、県河川、市河川の支川でも同様の計画を立てて欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市河川につきましては、別途、河川管理者である三重県・津市が今後、計画を作成することとなります。</li> </ul>		—
92	ふれあい懇談会	その他	整備計画を作成するにあたり、学識経験者、行政から意見を聞いているとあるが、どんなメンバーなのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域委員会のメンバーについては、以下のHPで公表しており、治水、利水、環境等の各専門分野の学識者で構成されています。(参考URL:<a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/jigyo/kasen/seikei/torikumi/iinkai/9th.html">http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/jigyo/kasen/seikei/torikumi/iinkai/9th.html</a>)また、行政からの意見を伺う行政会議では、三重県、津市、松坂市と対象とし、実施しています。</li> </ul>		—
93	ふれあい懇談会	その他	次回の説明会はいつ頃か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画への意見聴取は今回で終了になりますが、事業実施にあたっては、地域の皆様のご意見を伺いながら進めていきます。</li> </ul>		—
94	ふれあい懇談会	その他	霞の高上げ堤防箇所は、民地になっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施にあたり、用地調査により民地を確認する予定です。</li> </ul>		—

意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項	
				目次	頁
95 ふれあい懇談会	その他	土砂掘削などありがとうございます。須賀瀬は川があたるため、雲出川左岸の河道掘削を改めてお願いする。赤川の改修は県管理ですので、連携してやってもらうことをお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていない箇所には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施する予定としております。</li> <li>・無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2 3-3
96 ふれあい懇談会	その他	整備計画策定はいつ頃か、再度説明会があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の河川整備計画を策定するまでに、県知事の意見聴取、関係機関協議が行われます。なお、整備計画に関する住民への説明会は今回で最後となります。</li> </ul>		—
97 ふれあい懇談会	その他	PCを使わないので、整備計画をホームページで見ることができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画に関する資料は、三重河川国道事務所、三重県、津市、松阪市でも閲覧できるようにします。</li> </ul>		—
98 ふれあい懇談会	その他	パブリックコメントの数はどうだったか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2回のふれあい懇談会、パブリックコメント等を合わせると約100件の意見を頂いています。</li> </ul>		—

# パブリックコメントで 頂いた意見に対する回答

意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項	
				目次	頁
99 FAX意見	治水	長年河道掘削、樹木伐採での河幅拡大(雲出川・中村川)による支流への影響を常に思っていましたので、今回のそれぞれの事業での流水効果の状況をお聞きしたい。	・P1-10で赤色に着色した箇所の流下能力が向上することにより、戦後最大である昭和57年(1982)8月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、家屋浸水被害を防止します。	第1章 第2節 第1項	1-10
100 FAX意見	治水	最近では、堤防の弱体化等は聞かれないが、その反面、人が如何に自然への関心がないかを示すものであり、今後考える等をテーマにもいれてもらいたい。	・流域の豊かな自然環境を保全しつつ、より良い河川環境を実現していくため、水生生物調査等の環境教育や自然体験を通して、地域住民が身近な自然である雲出川に親しむための活動を地域住民やNPO等の関係機関と一体となって実施します。	第3章 第1節 第3項	3-10
101 FAX意見	治水	日本は山地が急勾配であり、河川は傾斜が大きく梅雨と台風時に降雨が多く河川が氾濫することもある。それゆえ、河川の維持管理費が高価であることは想像にかたくな。河川近辺に住まわれている住民の人々と国と県、市町が協働して、災害(地震等)に備えていただきたいと思えます。しかしながら、国の財源は限られており、税金を有効に使っていただきたい。ハード面の充実よりもソフト面の充実に力を入れてほしいと考えている。日本は毎年、9月に前線と台風の降雨により多大な被害を受けるが、地形が急峻であり、ハード面でいくら工事に税金をかけても効果が小さいと考える。私はそれよりもソフト面で、被害を小さくする努力をした方が良く考えている。高齢者への日ごろの声がけは大切であると思う。	・住民の防災意識の向上のため、過去の災害の経験、知識を生かした啓発活動を推進するとともに、地域住民、学校、企業等が災害に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるよう、洪水ハザードマップを活用した避難訓練等の取り組みに対して必要な支援・協力を行います。	第3章 第2節 第1項	3-15
102 FAX意見	治水	雲出川の無堤防部の築堤、及び堤防岸上並びに河川掘削による河川断面の拡大確保策、赤川の築堤、堤防岸上による越流防止策、雲出川水位上昇による赤川等、平生、須賀瀬地区への逆流、滞流防止のため、赤川下流(雲出川合流部)への強制揚排水施設(揚排水ポンプ場)の設置、特に県管理河川、国管理河川について、総合的に計画整備(相互に防止効果がリンクしている)されることを、強く要望する。	・右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。	第3章 第1節 第1項	3-2
103 FAX意見	治水	昔から災害に遭い(今まで宮古の中で最も高いところの家屋でも床下浸水の経験があり)、勿論昔に比べればその頻度は少なくなっていますが、小さな台風でも地域への侵入路は通行出来なくなる(25年9月の台風でも)ことは当たり前のように起こります。家屋浸水はさせないのが基本で対策をとるとのことですが、それで良いのでしょうか。	・雲出川において、戦後最大規模の洪水(昭和57年(1982)8月洪水)を安全に流下させるため、左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないよう段階的に整備します。河川整備基本方針で定めた最終目標との整合に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとします。	第3章 第1節 第1項	3-2
104 FAX意見	治水	宮古は西に団地、工業団地、山がありそこから大きな水路がこちらに向かって流れ宮古を通って雲出川へと流れ出ます。この水も宮古を襲います。雲出川はスムーズに排水できない能力が無くて赤川から排水されない、逆流してくる、既に何度も経験しており皆さんも十分承知されているはず。なぜこの対策ができないのだろうか。動きが見えないのだろうか。それに対処するために専門的な計画が進んでいるのかもしれないが、専門的なことが分からない我々にも納得できる説明を早急に聞きたい。	・右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。 ・無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。	第3章 第1節 第1項	3-2
105 FAX意見	治水	計画は30年はいらない。長期の見通しをつけてやっていることが分かれば十分であり、その長期の中で明日から何をやっていただけるのか、それはどのような効果があるのか。漠然とした計画は要らず、たとえ小さな効果の少ない動きでも、我々の訴えているものに対する思案が見たい。	河川整備計画は、「雲出川水系河川整備基本方針」に基づいた当面の目標とするものであり、その対象期間は、整備目標に対し河川整備の効果が発現させるために必要な期間として河川法に基づき、概ね30年としています。	第2章 第2節	2-2

意見をいただいた方法	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項	
				目次	頁
106 FAX意見	治水	担当外かもしれないが、中村川かの排水能力アップのために、国のほうから要請があり、近鉄の工事に協力した(近鉄の路線変更にも協力したのではない)。しかしながら、近鉄工事は済んでもいっこうに肝心の河川対応の動きはない。納得のいく説明すらない現状に、我々は騙された、協力要請のときの動きと約束はどうなったのか。田畑を貸し、土地を売り、何のために我々は協力したのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標洪水発生時に家屋への浸水被害を解消するため、著しく治水上の支障となる橋梁や堰については、治水効果や上下流のバランス、水利用の合理化を総合的に勘案しつつ、縦断的連続性の確保を図るため、施設管理者と連携・調整し必要に応じて改築・補強等の対策を行います。</li> <li>目標洪水発生時に家屋浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていない箇所には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施します。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-3 3-4
107 FAX意見	治水	中村川の計画も具体的な内容と日程計画を見て安心したい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>雲出川河川整備計画は、支川中村川も含めた計画となっております。その対象期間は、整備目標に対し河川整備の効果が発現させるために必要な期間として概ね30年とします。なお、中村川の具体的な整備の箇所については、附图⑧、⑨に記載しています。</li> </ul>	第2章 第2節	2-2
108 FAX意見	治水	地元が長年要望してきた星合町(岡田地区)・五主町地先の高潮堤防整備工事について、補正予算で着工していただけると報告されました。地元としては、念願が叶ったこと、ありがたく喜んでいるところです。つきましては、工事の早期完成をお願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の完成を目指し、整備を進めていきます。</li> </ul>		—
109 FAX意見	利水	各地に水利組合業務所もあり、どんな活動や歴史があるのかも知りたい。(関心がある)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雲出川の利水の沿革を、P1-7に記載しています。</li> </ul>	第1章 第1節 第3項	1-7
110 FAX意見	環境	川での事故、生物、獣害等から自然環境から離れ、自然への軽視がはなはだしい。より理解してNPOや団体等への盛り上げ企画やバックアップをお願いしたい。(川を理解する人が減っているため、NPOや団体等と共同して普及させる取り組みを考えてもらいたい)	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の豊かな自然環境を保全しつつ、より良い河川環境を実現していくため、水生生物調査等の環境教育や自然体験を通して、地域住民が身近な自然である雲出川に親しむための活動を地域住民やNPO等の関係機関と一体となって実施します。</li> </ul>	第3章 第1節 第3項	3-10
111 FAX意見	その他	常に専門家だけの範囲ではなく、多くの眼で見てもらい、考えてもらう。安全テーマや自然環境の素晴らしさの理解出来るように努めたい。(川に関心や興味を持っている人の意見も取り入れる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の整備にあたっては、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ実施します。</li> </ul>	第3章	3-1



# 学識経験者から 頂いた意見に対する回答

項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項	
			目次	頁
1	治水 右岸側の「浸水地になる」という説明が不足し、地元へ話をしていく必要がある。	・右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。また、河川の整備において、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ実施します。	第3章 第1節 第1項	3-2
2	治水 堤防嵩上げの浸水地区の土地利用に歯止めをかけておかないといけないのではないか。	・無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。	第3章 第1節 第1項	3-2
3	治水 津波対策の想定はどうなっているのか。	・発生が危惧される東南海・南海地震等では長い周期の地震動に伴い基礎地盤の液状化等により堤防の沈下、崩壊、ひび割れ等が生じた場合、浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがあります。そのため、浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがある箇所については、耐震対策を推進します。 ・なお、三重県では、南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合の浸水区域を公表されたところです。 ・今後、その対策について検討していく予定です。	第3章 第1節 第1項	3-6
4	治水 ・地震対策の想定は、南海トラフの対応で書くのではないか。	ご意見を踏まえ、右記のとおり修正します。	第3章 第1節 第1項	3-6 表3-1-7のコメントを「※現地点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況・津波想定状況等により、必要に応じて変更することがある。」に修正する
5	治水 P3-6の地震対策については、東南海・南海地震等で記載されているが、南海トラフ規模の津波想定も今後必要になるため、表3-1-7のコメントに「※現地点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況・津波想定状況等により、必要に応じて変更することがある。」と追記してはどうか。	ご意見を踏まえ、右記のとおり修正します。	第3章 第1節 第1項	3-6 表3-1-7のコメントを「※現地点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況・津波想定状況等により、必要に応じて変更することがある。」に修正する
6	治水 治水メニューで、整備計画や超過洪水により浸水する地域であるため、自助での対応も必要であることなど、地域に理解してもらえそうな仕組み作りも考えてもらいたい。	・計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、また大規模地震による津波とともに、大規模地震の直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害を軽減するため、既存施設を活用しながら、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助の精神のもと関係機関や地域住民等と連携して推進します。加えて克災の理念のもと、迅速な復旧までを想定した危機管理対策を推進します。	第3章 第1節 第1項	3-7
7	環境 整備計画で動植物関係は、配慮すると書いてある。具体的にどうするかということが一番重要になってくるが、整備計画では具体的に書けない。	・動植物の生息・生育地の保全・再生については、河口部特有の生物の生息・生育・繁殖環境である干潟及び塩性湿地、さらにサギ類の繁殖地として機能する河畔林、下流部及び支川において、アユ等の産卵場となる瀬、ギンイテモンジセセリが生息する高茎草本地、河川に特徴的な砂礫河原及び魚付林として機能する水際の樹林を、現状と同程度の規模での保全に努めます。 ・河川の整備において、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で推進し、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ実施します。	第3章 第1節 第3項	3-9
8	環境 モニタリングの動植物の場合、水辺の国勢調査となり、定期的と同じ箇所の調査が有意義のため継続してやってほしい。春から夏は、動植物の繁殖期となり事を避けてほしい。	・雲出川には、高茎草本類や樹林が生育する高水敷、瀬淵のある流れ、砂礫河原、河口部の干潟、堤内地との横断的な連続性が保たれ、重要種を含む多くの生物が生息しています。 自然環境における目標は、これらの多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めるとともに、水辺の国勢調査等の経過監視による生息・生育・繁殖環境の変化の把握により、その維持に努めます。 ・河川の整備において、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で推進し、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ実施します。	第2章 第3節 第3項  第3章 第1節 第3項	2-5  3-9
9	環境 コンクリートで整備する一方で環境・生き物の保全が守れなくなる。水辺の国勢調査など生き物のデータを蓄積・活用して、工事を行ってほしい。生き物に携わっている地元の有識者に意見を伺いながら工事を行ってほしい。	・雲出川には、高茎草本類や樹林が生育する高水敷、瀬淵のある流れ、砂礫河原、河口部の干潟、堤内地との横断的な連続性が保たれ、重要種を含む多くの生物が生息しています。 自然環境における目標は、これらの多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めるとともに、水辺の国勢調査等の経過監視による生息・生育・繁殖環境の変化の把握により、その維持に努めます。 ・河川の整備において、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で推進し、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ実施します。	第2章 第3節 第3項  第3章 第1節 第3項	2-5  3-9

項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項	
			目次	頁
10	環境 河道掘削の実施においては、生物や生息空間の配慮は大切なため、段階的に工事を行うことが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の生息・生育地の保全・再生については、河口部特有の生物の生息・生育・繁殖環境である干潟及び塩性湿地、さらにサギ類の繁殖地として機能する河畔林、下流部及び支川において、アユ等の産卵場となる瀬、ギンイテモンジセセリが生息する高草草本地、河川に特徴的な砂礫河原及び魚付林として機能する水際の樹林を、現状と同程度の規模での保全に努めます。</li> <li>・河川の整備において、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で推進し、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ実施します。</li> </ul>	第3章 第1節 第3項	3-9
11	環境 維持管理ができなかったため、河川内の竹が現在は密林になっていることは、自然環境の保全ではないと考えられたため、伐開を行うことと環境との調和が大事ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位低下対策の実施にあたっては、動植物の生息・生育環境等に配慮するものとし、必要に応じて代替措置などにより環境への影響の低減に努めます。また、実施後には洪水の河床や高水敷の状況、洪水前後での植生の繁茂状況や動植物の生息状況等をモニタリングし、必要な措置を講じます。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-3
12	その他 原案3-15の水防に関する連携・支援は、主体は国が行うことなのかわかりづらいため、明確にした方がよい。	ご意見を踏まえ、右記のとおり修正します。	第3章 第2節 第1項	3-15 「国土交通省では災害情報普及支援室・・・向上を図る」さらに、国土交通省では洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、・・・と修正する
13	その他 原案の3-2の内水対策については、土地利用規制も記載してあるが、内水か外水での浸水かわからないため、書き方を工夫したらどうか。	ご意見を踏まえ、右記のとおり修正します。	第3章 第1節 第1項	3-2 第3章第1節第1項の3-2頁 2内水対策の「また、洪水に対する安全性の確保や内水被害の拡大を抑制するための土地利用に関する施策を関係機関と調整・連携し、推進する。」の記述について、3-2頁 1流域内の遊水地の確保の「・・・整備を行うものとする。」の後に記載変更する。
14	その他 原案のP3-2の内水による土地利用に関する施策の記述については、超過洪水等の想定以上の洪水に対して、内水や外水が生じるため、P3-7の危機管理対策等の項目に記載してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理対策については、計画規模を上回る洪水に対する項目であり、無堤部対策への記載とさせていただきます。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2 第3章第1節第1項の3-2頁 2内水対策の「また、洪水に対する安全性の確保や内水被害の拡大を抑制するための土地利用に関する施策を関係機関と調整・連携し、推進する。」の記述について、3-2頁 1流域内の遊水地の確保の「・・・整備を行うものとする。」の後に記載変更する。
15	その他 雲出川中流部においては、弥生文化の拠点とも考えられるため、河道掘削を極力少くした計画は賛同できる。また、河道掘削時には、川の中の遺跡は調査ができていないため工事中は埋蔵文化財には注意を払って頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位低下対策の実施にあたっては、動植物の生息・生育環境等に配慮するものとし、必要に応じて代替措置などにより環境への影響の低減に努めます。</li> <li>・また、埋蔵文化財については、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ実施します。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-3

# 行政機関から 頂いた意見に対する回答

項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項	
			目次	頁
1	治水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画の原案について、左岸の牧・小戸木地区に関し、計画遊水地に当てる地権者の理解や地役権の設定等、関係者の理解を得るようお願いしたい。</li> <li>・右岸側赤川地区においても、締切りによる内水での農地や道路の冠水が懸念される。無堤部を嵩上げすることによって発生する内水について、三重県さんに解析をしていただいている。</li> <li>・内水配慮については、河川管理者として整備されることをお願いしたい。津市としても、地元周知に際して協力していきたいと考えているので、早期の河川整備計画策定、また、その後の工事着手をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないよう段階的に整備します。河川整備基本方針で定めた最終目標との整合に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとします。</li> <li>・無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2
2	治水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の住民の方に関しては、浸水被害を踏まえ、家屋を建てる場合には、堤防の嵩上げをしてはいるが、低い土地に住んでいる方も依然として多く見られる。</li> <li>・赤川の排水についても、国交省から説明を受けながらも、ふれあい懇談会にて様々な意見が出るように、地域の方々も感じられる部分が多くあるように見受けられる。このような状況も踏まえ、赤川の整備計画について、積極的に行っていただくよう、宜しくお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないよう段階的に整備します。河川整備基本方針で定めた最終目標との整合に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとします。</li> <li>・無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2
3	治水 <p>中村川の改修については、自治会から要望を受けており、家屋への浸水被害を最も懸念されている。早期の築堤を行い、浸水被害の軽減をお願いしたい。</p> <p>また、中村川の工作物については、市街化が進み、名松線周辺がネックになっているが、早期の改修をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲出川河川整備計画は、支川中村川も含めた計画となっております。また、河川整備計画では、著しく治水上の支障となる橋梁や堰について、治水効果や上下流のバランス、水利用の合理化を総合的に勘案しつつ、縦断的連続性の確保を図るため、施設管理者と連携・調整が必要に応じて改築・補強等の対策を行います。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-4
4	治水 <p>地域住民においては、かねてから遊水地化の認識はあるが、結局のところ、無堤部は築堤を行うのか、また築堤箇所は越水するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないよう段階的に整備します。河川整備基本方針で定めた最終目標との整合に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとします。</li> <li>・無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2
5	治水 <p>現在の無堤部では、洪水直後に藁等が民家周辺に流れてきて溜まり、清掃に労力が掛かるなど地元住民も大変苦労している。今回の整備では、完全に築堤はせず越水する可能性が残るということだが、越水した際は左岸と同様に下流の手助けをしているというイメージを持って良いのか、遊水地対策とは異なるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないよう段階的に整備します。河川整備基本方針で定めた最終目標との整合に留意するとともに、関係機関・地元関係者と十分な協議・連携を図り、整備計画期間中の洪水発生状況を勘案しつつ、整備を行うものとします。</li> <li>・無堤部(霞堤)については、支川赤川や流末排水路などが雲出川へ合流しており、整備計画期間内における雲出川の整備進捗状況、流域における内水の発生状況及び流域の土地利用、流入支川・排水路の整備などを含め総合的に勘案し、流域全体での総合治水対策として必要な内水対策を検討し、必要に応じ対応します。</li> </ul>	第3章 第1節 第1項	3-2

項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載事項	
			目次	頁
6	治水 <p>・香良洲には最大6mの津波が来ると公表されているため、香良洲町内の住民は、防災意識が強く、堤防が壊れた場合、町民全員が被害に遭うという「0か100の考え方」を持っている。昨年度から高台の防災工事がなされているが、三重県さんのご協力もあり、思った以上にスピードアップされ、目標のH33年度より早くなるということである。</p> <p>・また、香良洲には主に3つの橋があるが、地震により3つ全てが崩落した場合、どう対処するかという意見がある。現在、築60年と最も古い香良洲橋を昨年度から改修いただいている。</p> <p>大きく分けて、この2大ビッグプロジェクトを、今後益々注力していただきたい。</p>	<p>・今後の河川行政の参考とさせていただきます。</p>		-
7	その他 <p>河川整備計画の今後のスケジュールと、何を中心にやっていくか。現段階で分かる範囲で教えて欲しい。</p>	<p>・河川の整備にあたっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。</p> <p>・左岸牧・小戸木地区においては現在の遊水機能を生かした洪水調節施設として遊水地を整備します。右岸赤川、其村、庄田地区の無堤部(霞堤)においては、家屋浸水被害が発生しない高さまで堤防整備等の対策を段階的に実施し、現在の遊水機能を活かしつつ、浸水頻度の軽減に努めます。なお、整備に当たっては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間が生じないように段階的に整備します。</p>	第3章 第1節 第1項	3-2
8	その他 <p>避難勧告の段階的な見直しも行き、整備の順序として、今後の堤防整備や護岸工事等、終盤の計画に差し掛かると思うが、引き続き頑張ってください。</p>	<p>・今後の河川行政の参考とさせていただきます。</p>		-